

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

株式会社 自然堂
代表取締役社長 新川 隆 丈
(JASDAQ コード : 2 3 4 0)
問合せ先
執行役員管理本部長 松本 俊 二
(TEL . 03 - 5275 - 0580)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第27期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 企業としての名と実を一致させ、専業会社であることを強く内外に訴求していくべく、定款第1条(商号)を、株式会社極楽湯に変更するものであります。

(2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、本制度を採用し、公告閲覧の利便性の向上および費用の節減を図るため、定款第5条を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(3) 会社法施行による変更

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

第10条(単元未満株式についての権利)

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式の権利について規定(第10条)を新設するものであります。

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主の皆様の利便性を高めるため、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる旨の規定(第16条)を新設するものであります。

第 22 条（取締役の解任）

取締役の解任について、安定的な経営維持を図るため、従来の商法の規定のとおり(商法第 257 条第 1・2 項)、株主総会の特別決議とする旨の規定（第 22 条）を新設するものであります。

第 26 条(取締役会の決議方法)

取締役会の効率的、機動的運営をはかるため、取締役会を開催せずに書面決議により取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定（第 26 条第 2 項）を追加するものであります。

第 37 条（監査役の実任免除）

社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外監査役として有用な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定（第 37 条 2 項）を追加するものであります。

第6章（会計監査人）

当社は会社法第328条第1項に基づき会計監査人の設置義務を負う「大会社」（会社法第2条第6号）であり、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）に基づき、会計監査人に関する規定（第38条及び第39条）を新設するものであります。

その他、会社法の施行に伴い、第4条（機関）、第7条（株券の発行）、第18条第1項（議決権の代理行使）等の規定を新設するほか、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および用語の変更を行うものであります。

（ 4 ）その他の変更

以上の変更に伴い、一部表現の変更、文言の整備および条数の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(別紙)変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社自然堂</u>と称し、英文では、<u>JINENDO CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞社</u>に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社極楽湯</u>と称し、英文では、<u>GOKURAKUYU CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する<u>株式の総数</u>は、7,300,000株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能<u>株式総数</u>は、7,300,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株券」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数未満の株券) <u>第 8 条 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式にかかる株券を発行しない。</u> (新設)</p> <p>(名義書換代理人) <u>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) <u>第 10 条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手續並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求する権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) <u>第 11 条 当社は、株主名簿名義管理人を置く。</u> 2 . <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 . <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第 12 条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) <u>第11条</u> 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿を含む。以下同じ）とする。 <u>前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) <u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者) <u>第13条</u> 株主総会は、取締役会の決議を経て代表取締役が招集する。代表取締役に事故がある時は、取締役会の決議により他の取締役が招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議長) <u>第14条</u> 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) <u>第13条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長) <u>第15条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 (新設)</p> <p style="text-align: center;">株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 .会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 .株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第18条 (条文省略) (選任) 第19条 <u>当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>— <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u> (新設)</p> <p>(任期) 第20条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役の中より、社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u> (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 (現行どおり) (選任方法) 第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の解任) 第22条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第23条 <u>取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役) <u>第22条</u> 社長は、当会社を代表する。 <u>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>(招集および議長) <u>第23条</u> 取締役会は、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集手続き) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に召集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第27条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の書面決議) <u>第28条</u> 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録) 第26条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(規則) 第27条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第28条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 (条文省略)</p>	<p>(議事録) 第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当会社に保存する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会規則) 第30条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第31条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(選任方法) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</p>	<p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(召集) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(決議) 第35条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第38条 (現行どおり)</p>
<p>(議事録) 第36条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他の法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、当会社に保存する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(規則) 第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第38条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項については、法令又は<u>本定款</u>のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">(選任方法) 第43条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(任期) 第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>(営業年度) 第40条 当社の営業年度は、毎年4月1日から3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から<u>翌年</u>3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当) <u>第41条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に支払う。</u> (新設)</p> <p>(中間配当) <u>第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対して、商法293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) <u>第43条 利益配当金および中間配当金</u><u>がその支払提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当) <u>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>定款第1条の商号変更は、平成18年7月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p>